平成２５年（フ）第２３３８号
神奈川県鎌倉市西御門１丁目６番14号
債務者　新田　一朗
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９号
秋田市茨島４丁目９番５号、前住所茨城県日立市石名坂町１丁目33番７号
債務者　鈴木　之人
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７号
神戸市長田区宮川町４丁目８番地の１　102号
債務者　石原　和善
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９８号
横浜市港北区日吉３丁目21番17―101号
債務者　嶋田　則次
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９９号
横浜市港北区日吉３丁目21番17―101号
債務者　嶋田　　薫
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
宮城県柴田郡村田町大字村田字小池20番地４コーポ鈴木208号室
債務者　佐藤　正則
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　清午
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第２４２号
京都市中京区室町通二条下る蛸薬師町261番地１　フラットカトウ202
債務者　渡辺　洋介
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
京都府長岡京市今里３丁目９番２号
債務者　安井　　学
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
名古屋市千種区内山３丁目９番１号　ザ・エステートパレス706号
債務者　福島　英二
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝日　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７３号
札幌市東区北25条東５丁目２番10―802号
債務者　石川　義洋
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大類　街子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２９号
横浜市保土ケ谷区月見台22番４号
債務者　宮永　彰夫
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　幸充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１４号
名古屋市天白区八幡山1405番地
債務者　中村　有孝
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江本　叅敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４７号
松江市山代町736番地　市営井出平住宅60号
債務者　田口　和子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６２号
大阪市平野区喜連東５丁目14番２―410号
債務者　西川　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４５号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ２―702号
債務者　田崎隆子こと　田﨑　隆子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４９号
大阪市西淀川区野里１丁目23番20号シャルム野里304号室
債務者　城間　朝徳
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５３号
大阪市平野区平野南１丁目３番８号
債務者　西村　　聡
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部